

## 事業主（給与支払者）の皆様へ

### 外国人の方が退職し出国される場合は、納税管理人の届出と町道民税の納税にご協力ください

納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続き（書類の受け取り、納税、還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。

納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は、「納税管理人申告書兼承認申請書」により、納税管理人の届け出をお願いします。

#### 1 出国される方が特別徴収の場合

毎年5月に通知する税額決定通知書に同封している「特別徴収のしおり」にある「給与所得者異動届出書」により退職の届け出をしてください。また、出国後の町道民税の納税が困難となるため、出国される1か月前までに、次とおりご協力をお願いします。

退職・出国時期	対 応
1月から5月までの間	① この期間の未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。 ② 1月1日に住民票が標津町にある方は、帰国されても新年度の町道民税が課税されます。 <b>納税管理人の届け出をお願いします。</b> ③ 役場にご連絡いただければ、新年度の税額（概算）を事前にお知らせしますので、出国前に税額を預かっていただき、6月中旬に納税管理人にお送りする納付書で納めてください。
6月から12月までの間	未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。 一括徴収できない場合は、納税管理人の届け出をお願いします。

#### 2 出国される方が普通徴収の場合

**納税管理人の届け出の提出をお願いします。**

特に1月から6月までの間に帰国される方は、新年度の町道民税の納税通知書が出国後に発送することになるため、納税等ができなくなります。

#### 3 お問合わせ先

〒086-1632 北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号

標津町役場税務課税務担当

電話番号 0153-82-2131（内線 108）

FAX 番号 0153-82-3011